

都道府県・政令指定都市名	42 長崎県
--------------	--------

時点:2021年4月1日(特に記述のある場合を除く)

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総合的に所管する組織

局 部 課 (室) 名	県民生活環境部 男女参画・女性活躍推進室
担 当 職 員 数	7 人 (専任 7 人、兼任 0 人)

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	長崎県男女共同参画推進会議
設置年月日(西暦)・根拠	2000年4月3日 根拠: 長崎県男女共同参画推進会議設置要綱
長 の 役 職	知事

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

機 関 ・ 会 等 の 名 称	長崎県男女共同参画審議会
設置年月日(西暦)	2002年4月1日
構 成 員	20 人 (女性 12 人、男性 8 人)

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間 (西 暦)	2021 年 4 月 ~ 2026 年 3 月
名 称	第4次長崎県男女共同参画基本計画～ながさき”輝き”プラン2025～
改定・見直しの予定時期	2025年度 未定の場合
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である	1
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成	

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	長崎県男女共同参画推進条例
	公 布 日 (西 暦)	2002年3月27日
	施 行 日 (西 暦)	2002年4月1日
	最 終 改 正 日	2003年10月14日
	改 正 内 容	計画への適用日について定めるもの
改正が予定されている場合、改正予定時期(西暦): 年 月		
無の場合	1. 制定等について検討中 具体的な状況:	
	2. 特に検討していない	

問6 審議会等委員への女性の登用

調査時点コード		1:2021年4月1日	2:その他(西暦)
目 標 値	(西暦) 2025 年度まで	%	40%以上60%以下
根 拠	第4次長崎県男女共同参画基本計画～ながさき”輝き”プラン2025 令和3年3月		
目標設定の対象である審議会等の範囲	法律またはこれに基づく政令および条例により設定されている審議会		
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(59)うち女性委員を含む審議会等数(58)
	延総委員等数(1,041)延女性委員等数(387) 女性比率(37.2)		
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(63)うち女性委員を含む審議会等数(62)
	延総委員等数(1,225)延女性委員等数(463) 女性比率(37.8)		
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(36)うち女性委員を含む審議会等数(35)
	延総委員等数(809)延女性委員等数(282) 女性比率(34.9)		
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(9)うち女性委員を含む審議会等数(5)
	延総委員等数(107)延女性委員等数(11) 女性比率(10.3)		
目標値以外の目標設定			
女性登用方針	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有	1 有の場合、1. 公表 2. 非公表 2
	人材名簿が有る場合	掲載人数	440 人 (2017 年 4 月現在)
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無)	2
		委員の公募(1. 有 2. 無)	1
そ の 他 (審議会等の委員への女性の登用促進要綱に基づく事前協議の実施)			

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

調査時点コード		1:2021年4月1日	2:その他(西暦)
	管理職総数	(人)	女性管理職の内訳
	(A)=(C+E+G)	(B)=(D+F+H)	(B/A)
本庁	計	340	44 12.9
	うち一般行政職	260	35 13.5
支庁・地方事務所等	計	203	26 12.8
	うち一般行政職	128	18 14.1
全体	計	543	70 12.9
	うち一般行政職	388	53 13.7
再掲	警察関係	60	0 0.0
	教育委員会	83	9 10.8

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

調査時点コード		1:2021年4月1日			2:その他(西暦)		
		課長補佐 相当職 (人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)	係長相当職 (人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)
		本庁	計	642	82	12.8	1,286
	うち一般行政職	390	60	15.4	775	188	24.3
支庁・地方事 務所等	計	782	104	13.3	1,823	458	25.1
	うち一般行政職	461	58	12.6	873	208	23.8
全体	計	1,424	186	13.1	3,109	734	23.6
	うち一般行政職	851	118	13.9	1,648	396	24.0
再掲	警察関係	360	28	7.8	905	91	10.1
	教育委員会	189	51	27.0	212	82	38.7

問7-3 新規昇任者数(2020年4月1日～2021年3月31日)

		課長相当職			課長補佐 相当職			係長相当職		
		(人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)	(人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)	(人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)
本庁	計	45	3	6.7	88	18	20.5	115	30	26.1
	うち一般行政職	32	3	9.4	52	13	25.0	69	17	24.6
支庁・地方事 務所等	計	36	5	13.9	106	18	17.0	141	39	27.7
	うち一般行政職	16	3	18.8	66	10	15.2	64	17	26.6
全体	計	81	8	9.9	194	36	18.6	256	69	27.0
	うち一般行政職	48	6	12.5	118	23	19.5	133	34	25.6
再掲	警察関係	23	1	4.3	46	4	8.7	72	12	16.7
	教育委員会	6	2	33.3	40	8	20.0	18	7	38.9

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

	勤務 成績	昇 任 試 験		昇 格 試 験		部局等の 推薦	経 験 年 数	遠隔地で の長期研 修(4週間 以上)	遠隔地で の 勤務経験	本人の希 望	その他
		面接 のみ	面接 以外	面接 のみ	面接 以外						
課長級	○	○	○			○	○			○	○知事部局:勤務成績、昇任試験(面接のみ)、部局等の推薦、経験年数取組無、本人の希望 ○警察本部:勤務成績、昇任試験(面接以外)、経験年数取組有 ○教育庁:勤務成績、昇任試験(面接以外)、部局等の推薦、経験年数取組有、本人の希望
補佐級	○		○			○	○			○	○知事部局:勤務成績、部局等の推薦、経験年数取組無 ○警察本部:勤務成績、昇任試験(面接以外)、経験年数取組有、本人の希望 ○教育庁:勤務成績、部局等の推薦、経験年数取組有
係長級	○		○			○	○			○	○知事部局:勤務成績、部局等の推薦、経験年数取組無 ○警察本部:勤務成績、昇任試験(面接以外)、経験年数取組有、本人の希望 ○教育庁:勤務成績、部局等の推薦、経験年数取組有

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(2020年4月1日～2021年3月31日)

	全受験者 数(人)	女性受験 者数(人)	女性 受験率 (%)
昇 任 試 験	1,422	134	9.4
昇 格 試 験	0	0	

問7-6 女性公務員の採用状況(2020年4月1日～2021年3月31日)

	総 数 (人)	うち女性 数(人)	女性比率 (%)
全 体	262	99	37.8
うち 上級	189	76	40.2
うち一般行政職	109	49	45.0
うち 上級	89	37	41.6
うち警察関係	122	35	28.7
うち 上級	68	22	32.4

問7-7: 職員の通称又は旧姓の使用、明記した規定

1	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。
---	---

問7-8: 当該規定(規則、条例、別表等)の該当部分の規定

規 則 名	
	①長崎県職員旧姓使用取扱要綱 ②長崎県警察職員旧姓使用取扱要領 ③長崎県教育庁職員及び小学校以外の長崎県教育機関職員旧姓使用取扱要綱 ④長崎県立学校職員旧姓使用取扱要綱
該当部分の条文(本文)	①第2条 職員は、知事(中略)の承認を受けて、法令及び条例等の規定に反するおそれのない専ら組織内部で使用している文書、軽易な文書等で職務遂行上または事務処理上支障がないものにおいて、旧姓を使用することができる。 ②職員は、長崎県警察本部長の承認を受けて、法令、条例等の規定に抵触するおそれのない専ら組織内部で使用している文書等で職務遂行上又は事務処理上支障のないものについて、旧姓の使用を認める。 ③第2条 職員は、教育長の承認を受けて、法令及び条例等の規定に反するおそれのない専ら組織内部で使用している文書、軽易な文書等で職務遂行上または事務処理上支障がないものにおいて、旧姓を使用することができる。 ④第2条 職員は、教育長の承認を受けて、法令及び条例等の規定に反するおそれのない専ら組織内部で使用している文書、軽易な文書等で職務遂行上または事務処理上支障がないものにおいて、旧姓を使用することができる。

問7-9: 防災・危機管理部局(消防・防災・国民保護・危機管理担当を含む。ただし、出先機関は除く。)への女性職員の配置状況

調査時点コード	1:2021年4月1日	2:その他(西暦)

防災・危機管 理部局 職員数(人)	うち女性		うち管理 職数(人)	うち女性	
	数(人)	比率 (%)		数(人)	比率 (%)
31	4	12.9	5	0	0.0

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名 称	長崎県男女共同参画推進センター		愛称・通称	きらりあ						
設置年月日(西暦)	2005年4月1日		施設形態	2	1. 単独施設 2. 複合施設					
所在地等	郵便番号：850-8570 住 所：長崎県長崎市尾上町3-1 電話番号：095-822-4729 FAX番号：095-822-4739 ホームページ：https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/kurashi-kankyo/danjokyodosankaku/senter/									
管理・運営主体	1. 施設管理○ 直営(担当部局名：県民生活環境部 男女参画・女性活躍推進室) 指定管理者(名称：) その他() 2. 事業運営○ 直営(担当部局名：県民生活環境部 男女参画・女性活躍推進室) 指定管理者(名称：) その他()									
職 員 数	常勤	0	人、	非常勤	2	人	予算額	2021年度	13,014	千円
主な事業	○ 1. 広報啓発(主な事項 情報誌等による啓発) ○ 2. 講座(主な事項： 研修会、セミナー) ○ 3. 相談事業(主な事項 一般相談、男性相談) ○ 4. 情報収集・提供(主な事項： ホームページ等による情報発信、男女センターライブラリー) ○ 5. 苦情処理(主な事項 寄せられた苦情への対応) ○ 6. 交流促進(主な事項) ○ 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項： DV防止、女性に対する暴力をなくす運動等の連携した啓発活動) ○ 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項：) ○ 9. 調査研究(主な事項) ○ 10. その他(主な事項： 長崎県男女共同参画推進員・アドバイザー等への研修)									
男女共同参画・女性に関するもの	※ 実施しているもの：○									

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称			基金・基本財産額	千円
設置年月日(西暦)			出資者	

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10-1 各種女性団体連絡協議会等の有無	2	1. 有 問10-2 2. 無 名称等：	加盟団体数		
問10-3 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	2	1. 有 2. 無	会 員 数		
問10-4 活 動 内 容	1. 定例会議(情報交換会等)の開催 2. 機関誌の発行 3. 広報啓発パンフレット作成 4. その他 (内容：)				
※ 実施しているもの：○					

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの：○

○ 1. 担当者連絡会議の開催	
○ 2. 市区町村職員研修会の開催	
○ 3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催	
○ 4. 関係情報の収集提供	
○ 5. 審議会等女性登用の働きかけ	
6. 補助金等の交付	名称：
	概要：
7. その他	内容：

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの：○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

○ 1. 職員向け男女共同参画・女性問題についての講演会、研修会等を実施
○ 2. 一般職員研修に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ
○ 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣
○ 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施

女性職員の研修受講への配慮

○ 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施
○ 2. 研修受講職員の男女比を配慮
○ 3. その他 (内容：(県営)育児休業からの復帰予定者を対象として、臨時託児所を設けて研修会を実施)

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	2020年度予算 (千円)	2021年度予算 (千円)	備 考
関係予算総額(施設整備費を除く)	48,619	49,529	
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	0.01 %	0.01 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	0	0	

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況 ※該当するもの:○

		項目の設定
1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
3	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	
4	その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	
	(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	
	(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	
	(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定	
	(4) プロポーザル方式における評価項目の設定	
	(5) その他(内容:	

↓ (具体的に実施している内容:○)

	問14-1	問14-2	問14-3	問14-4
	1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	3 総合評価落札方式による一般競争入札を実施している場合における男女共同参画等の項目の設定	4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定
① 「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得	○			
② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)				
③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)				
④ 地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得	○	○		
⑤ 役員に占める女性割合に関する項目				
⑥ 管理職に占める女性割合に関する項目				
⑦ 役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)				
⑧ 仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)				
⑨ ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組				
⑩ 短時間正社員制度の導入				
⑪ 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組				
⑫ ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く)				
⑬ その他				

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

		企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)		1	2
選定等の基準	1 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得		
	2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)		
	3 役員に占める女性割合に関する項目		
	4 管理職に占める女性割合に関する項目	○	
	5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組	○	
	6 その他「登用促進等」に関する項目		
	7 仕事と育児・介護を両立するための取組	○	
	8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	○	
	9 短時間正社員制度の導入		
	10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組	○	
	11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1, 2を除く)		
	12 その他		

→ 「企業の登録・認定・認証制度」の具体的な名称 ながさき結婚・子育て応援宣言(7)、長崎県誰もが働きやすい職場づくり実践企業認証制度(4, 5, 7, 8, 10)

→ 「企業の表彰制度」の具体的な名称

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 ある	1	→	女性活躍推進法第23条の「協議会」の具体的な名称 ながさき女性活躍推進会議
2 現在は無いが、今後検討する			上記以外の具体的な名称

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1	1. 有 2. 無	問17-1 名称 長崎県の男女参画の現状と施策
問17-1 公表周期	1. 定期 2. 不定期	1	定期の場合 1 年毎
公表主体 (※ 該当するもの:○)	○ 1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他 ()		

問18-1 2021年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発 ・ 情報誌等による啓発 ・ メールマガジンの発行	ながさき男女共同参画推進センターだより「きらりあ」の発行 メルマガきらりあの発行		11月、3月 月1回
2. 表彰 ・ ながさき女性活躍推進企業等表彰	県内の企業・団体等を対象に、女性の登用や能力開発等に積極的に取り組んでいる企業等を表彰		年1回
3. 講座 ・ 女性のための就職支援セミナー ・ 女性のためのミドルマネジメント講座 ・ 若手社員向け働き方セミナー ・ 経営者向け女性活躍推進セミナー ・ 大学生向けライフプランセミナー	就業支援の一環として、セミナーを実施 女性の中間管理職等を対象にキャリア形成の意識を高め、チーム運営のスキルを学ぶ (5日間コース2回、2日間コース1回) 入社2年以上の若手社員を対象に、自分自身のワークライフバランスを考えるとともに、チーム運営に貢献するためのマインドやスキルを学ぶ 経営者・管理職を対象に、女性活躍推進への取組に対する意識改革、取組を促進する 男女がともに社会でより一層活躍するために、自分の生き方や働き方を主体的に選択しながらキャリアを形成していく意識を醸成する	各30名程度	通年 年3回
4. 相談事業 ・ 一般相談 ・ 男性相談 ・ 女性就業相談	センター職員による相談対応(平日9～17時) 男性臨床心理士による相談対応(毎月第2、4水曜日、18～21時) 女性就業支援窓口「ウーマンズジョブほっとステーション」における就業支援(就業相談(来所・オンライン・電話相談))		通年 月2回 通年
5. 情報収集・提供 ・ 県HP、女性の活躍応援サイトによる情報発信 ・ 男女センターライブラリー	県事業、関係団体の取組、女性人材情報などを発信 男女センター蔵書の閲覧、貸出等		通年 通年
6. 苦情処理 ・ 苦情受付、審議会苦情処理部会での審議			随時
7. 交流促進 ・			
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・ NPO等と連携したイベント等の実施	DV防止、女性に対する暴力をなくす運動等の連携した啓発活動		随時
9. 国際交流・海外派遣事業 ・			
10. 調査研究 ・			
11. その他 ・ 推進員・アドバイザー研修 ・ リーダー育成研修 ・ 男性の家事育児等参画促進事業 ・ 女子大学生等による女性活躍推進企業見学ツアー	男女共同参画推進員・アドバイザーに対する研修(全体、各地域) 地域リーダーに対する基礎研修、実践研修 女性の家庭における家事・育児等の負担軽減するため、家族が相互理解のもと、家事・育児等のシェアを促進する 県内女子大学生等を対象に、女性活躍に積極的に取り組む県内企業訪問(5回程度)	各10人程度	随時 随時 通年 9月、2月

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制に関する調査

議 会 名	長崎県議会	
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無	1. 欠席事由として明記した規定がある。 2. 欠席事由として明記した規定はないが、運用上出産に伴う欠席を正当な欠席事由と認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1
(欠席事由として明記した規定がある場合について)取得することが可能な休業期間	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	2
【参考】労働基準法 第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出生する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。		
出産に係る産前産後期間を明記した規定の有無	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。 3. その他	1
規 則 名	長崎県議会会議規則	
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容	(欠席の届出) 第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員が出生のため出席できないときは、当該出生の予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出生の予定日(議員が出生したときは、当該出生の日)後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。	
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無	1. あり 2. なし 3. その他()	2
規 則 名		
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容		
議会の欠席事由として、議員の仕事と生活の両立の観点からの事由(例:配偶者の出産、育児、介護等)を明記した規定の有無	1 明記した規定があり、正当な欠席事由として認めている。 2 明記した規定はないが、運用上で正当な欠席事由と認めている。 3 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4 明記した規定がなく、過去に事例がない。	
配偶者の出産	1	
育児	1	
家族の看護	1	
家族の介護	1	
疾病	1	
その他	1	家族の弔事
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	4
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	4
議会におけるハラスメント防止に関する取組	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取組む予定である。 3. 行っておらず、今後取組む予定もない。	2
行っている取組	1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。 2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。 3. ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っている。 4. その他 ()	
規 則 名		
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容		
男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取組む予定である。 3. 行っておらず、今後取組む予定もない。	2
議会における通称又は旧姓使用の認可の状況	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	2
規 則 名		
案本文		
政治分野の男女共同参画のために実施していること		

問20 地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)への、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割の明確な位置付け

2	1. 位置付けられた規定がある。 2. 位置付けられていない。 3. その他(不明等)	
計画、指針名		
該当部分の規定		

調査時点コード: 1

1. 2021年4月1日 2. その他(西暦) ()

1. 都道府県における首長等の状況

知事	2	1. 女性 2. 男性	任期:	2018年3月2日	～	2022年3月1日
副知事	2人	(女性 0人、男性 2人)				

2. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置	審議会等名	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性委員の割合(%)	備考
	1 都道府県防災会議(会長を含む)	68	11	16.2	
	都道府県防災会議(委員のみ)	67	11	16.4	
内 訳	1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	17	1	5.9	
	2号 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長	1	0	0.0	
	3号 当該都道府県の教育委員会の教育長	1	0	0.0	
	4号 警視總監又は当該都道府県の道府県警察本部長	1	0	0.0	
	5号 当該都道府県の知事とその部内の職員のうちから指名する者	7	1	14.3	
	6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者	5	0	0.0	
	7号 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者	26	3	11.5	
	8号 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する者	9	6	66.7	
2 国土利用計画地方審議会	13	6	46.2		
3 土地利用審査会	7	4	57.1		
4 都道府県交通安全対策会議	22	10	45.5		
×	5 自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。				
	6 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会)	30	12	40.0	
	7 精神医療審査会	24	5	20.8	
×	8 都道府県生活衛生適正化審議会				
	9 都道府県医療審査会	22	5	22.7	
	10 准看護師試験委員会	13	7	53.8	
×	11 麻薬中毒審査会				
	12 地方社会福祉審議会	40	17	42.5	
	13 障害者に関する審議会その他の合議制の機関	20	11	55.0	
	14 国民健康保険事業の運営に関する協議会	11	4	36.4	
	15 国民健康保険審査会	9	5	55.6	
	16 都道府県農業共済保険審査会	10	4	40.0	
	17 都道府県森林審議会	14	7	50.0	
	18 都道府県建設工事紛争審査会	12	6	50.0	
	19 建築審査会	7	3	42.9	
	20 都道府県建築士審査会	5	3	60.0	
	21 都道府県都市計画審議会	20	5	25.0	
	22 開発審査会	7	4	57.1	
	23 私立学校審議会	13	6	46.2	
	24 石油コンビナート等防災本部	23	0	0.0	適任者がいないため
×	25 公害健康被害認定審査会				
×	26 窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会)				
×	27 都道府県児童福祉審議会				
	28 地方港湾審議会	33	4	12.1	
×	29 土地区画整理審議会				
	30 教科用図書選定審議会	20	11	55.0	
	31 介護保険審査会	24	12	50.0	
	32 都道府県固定資産評価審議会	12	5	41.7	
	33 感染症の診査に関する協議会	58	19	32.8	
	34 警察審議会	149	68	45.6	
	35 土地収用事業認定審議会	5	3	60.0	
	36 住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会	5	3	60.0	
	37 都道府県国民保護協議会	57	5	8.8	
	38 地方独立行政法人評価委員会	6	4	66.7	
×	39 市街地再開発審査会				
×	40 都道府県職員委員会				
×	41 自然再生協議会				
	42 審議会その他の合議制の機関(※公益認定等)	5	3	60.0	
	43 後期高齢者医療審査会	9	5	55.6	
	44 留置施設視察委員会	5	2	40.0	
×	45 傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会				
	46 指定難病審査会	26	1	3.8	
×	47 小児慢性特定疾病審査会				
	48 行政不服審査会	5	2	40.0	
×	49 地域医療対策協議会				
	50				
	51				
	52				
	53				
	合 計	809	282	34.9	
	女性委員0の審議会数	1			

3. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委員会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
1	教育委員会	5	2	40.0	
2	選挙管理委員会	4	0	0.0	
3	人事委員会	3	0	0.0	
4	監査委員	4	0	0.0	
5	公安委員会	3	1	33.3	
6	都道府県労働委員会	15	3	20.0	
7	収用委員会	9	1	11.1	
8	海区漁業調整委員会	56	2	3.6	
9	内水面漁場管理委員会	8	2	25.0	
	合 計	107	11	10.3	
	女性委員0の委員会数	3			